

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年5月8日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外1件

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外1件

議案第8号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、澤田 博行委員、山田 義明委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第5号1番について朗読及び説明)
申請地は、[REDACTED]番、田です。
申請地は、市道漁港高塚線に一筆挟んで面する農地です。
申請地は、[REDACTED]番の住宅及び納屋に隣接する農地です。このたび
[REDACTED]に居住している譲受人が滑川市に移住することを計画し、空き家を探
していたところ、当該住宅が適地と判断され、近日中に移住する予定です。
現在[REDACTED]の居住地でも家庭菜園をされており、滑川市に移住後は今回の申
請地で家庭菜園をし、季節ごとの野菜を育てていく予定としています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日現地を確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号1番について朗読及び説明)
申請地は、下野地内の農道に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、既に申請者の自宅や農機具倉庫等が建築されており、また、農業振興地域内の農用地区域から除外されていることから、1種農地の集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅敷地拡張です。

申請地は、この度申請者が自宅敷地の登記を確認したところ、一部田のまま昭和50年に住宅を、昭和57年に農機具倉庫等を建築していたことが判明しました。すでに現在の用途で使用しており、現状復旧は難しいことから関係書類を整えたうえで今回転用申請されたものです。敷地全体としては登記では1,237㎡ありますが、法面が含まれており実際の有効面積は1,094㎡ほどであり必要最低限の転用としてやむを得ないと考えられます。雨水は前面道路の管渠に放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先日、東川推進委員と現地確認等してきました。先ほど事務局の説明にもあった通り既に宅地化されており、面積も狭いので転用に関しては特に問題ないと思います。

東川推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では事務局、次の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号2番について朗読及び説明)
申請地は、市道下島町内2号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第1種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、共同住宅敷地です。
申請者は、長年農業を営んできましたが、年齢を重ね徐々に農作業に従事することが厳しくなっています。また、今後、農業の収入だけでは不安に感じ、将来のために安定的な収入源を探していたところ、申請地が用途地域内で市街地となっており、学校や商業施設等も近隣に整備されている

ことから、賃貸アパートの需要が十分にあると判断し、関係者の同意を得、共同住宅敷地として転用することを計画されたものです。転用後はアパート経営と農業を兼ねて従事していく予定です。雨水は敷地内に新設する側溝からオリフィスを経由して敷地西側既存水路に放流します。汚水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 地図をご覧のとおり周りは宅地化しており、学校や交通機関も近く便利であり農地の有効活用としていいと思います。また、申請者はほかにもアパートを経営しておられ、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第7号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道北野町内1号線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、申請者の実家に近く、周囲の候補地で検討したところ当該農地が申請地として適地であったこと、また、農業振興地域内の農用地区域から除外されていることから、1種農地の集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は現在■■■■のアパートに居住しています。この度、子どもの世話や父母の将来をことを考え、生まれ育った実家の近隣で住居を構えることを計画しました。実家の周囲で宅地等の候補地を探していたところ、交渉がまとまらず、実家近隣にある父親が所有する、今回申請の農地しか候補地として見つけることができませんでした。申請地の隣接地には兄が自宅を構えており、申請地はその残地であるため営農効率が悪く、ここ数年は耕作していなかったこともあり、今回住宅敷地として申請されたものです。

隣接農地との境界はコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内集水桝に集約し、西側の既存水路に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日現地確認をしてきました。また、譲渡人にも話を聞いてきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号2番について朗読及び説明)
申請地は、市道四屋新町内線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存地である譲受人の工場等敷地面積の2分の1を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。
転用理由は、駐車場敷地です。
譲受人である[]は[]に本社を有し、管工事業・空調設備等の設計・施工等を主な業務として滑川市[]地内に営業所兼工場を構えています。この度、業績が好調なことから既存敷地内に工場を増設予定であり、このことから、既存地内に駐車していた社用車13台と従業員自家用車18台分の駐車スペースが必要になりました。また、大型トラックが申請地北側に隣接する市道から乗り入れています。また、地元町内会から危険であるとの要望も寄せられていることから、市道を極力通らないようトラックの搬入路及び回転広場の機能も持たせたいことから適地を探していたところ、今回申請地が既存敷地に隣接しており、適地であることから、駐車場敷地を整備するものです。
申請地は全面アスファルト仕上げとし、隣接地への土砂の流出を防止します。雨水は、隣接道路側溝へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日、吉田推進委員と現地確認等してきました。この申請地は私個人が請け負っていた農地であり、譲渡人からも話を聞いていましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの編入・除外)について、7ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

8ページをお願いします。編入願出件数1件、3筆、編入面積1,655㎡。編入後の用途は、田です。次に除外願出件数2件、4筆、除外面積1,726㎡。除外願出地は1件目が[]番、[]番、[]番の1,548㎡。除外後の用途は、介護福祉施設及び共同住宅敷地です。2件目は[]番178㎡、除外後の用途は住宅敷地です。

申請地の位置図は9ページから11ページのとおりです。12ページ以降は、編入・除外地番一覧表となります。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、異議なしということで、議案第8号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会 長 続きまして、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、16ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

17 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 3 件、借り手 3 件で、面積合計は 10,095 m²です。貸し手 3 件すべてが新規設定になります。詳細は、18～19 ページに記載のとおりです。

20 ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手 1、借り手は中間管理機構の 1 件、面積合計 3,022 m²です。

詳細は 21 ページに記載されています。22 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は昨年度新規就農した [REDACTED] です。

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

吉田推進委員 今回新規ばかりだったが、継続分はもうないのか。

事 務 局 継続分については田んぼが終わってから始まるまでの間、11 月から 3 月、4 月頃までがピークとなっており、おおむね終わったものと考えております。

吉田推進委員 みなさんだいたい継続しているものなのか。

事 務 局 なかには継続されていないところもありますが、おおむね継続されています。

会 長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会